

社会福祉法人 ともしび福祉会

役員等報酬規程

社会福祉法人ともしび福祉会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ともしび福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 理事会及び評議員会の開催にあたり、出席した役員等については、別表1により報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬を支給しない。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 役員及び評議員が、理事会または評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

2 監事が理事会または評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支給する。

3 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬を支給しない。

(支給方法)

第5条 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して現金により本人に支給する。

(改 正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成19年 4月 1日 一部改正

平成22年 4月 1日 一部改正

平成26年10月 1日 一部改正

平成29年10月12日 一部改正

別表 1 (役員等の報酬)

	報 酬 (日額)
理事会出席報酬	11,770円
評議員会出席報酬	11,770円
役員等業務報酬	11,770円

(注) 源泉所得税を含む